

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和四年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ橿原

所在地 橿原市曾我町四五番一

二 橿原市から聴取した意見の概要

今回の届出に関連して、橿原市屋外広告物条例による許可申請済みの内容に変更があり、住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和四年五月二十七日から同年六月二十七日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き  
ます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで